

ご 注 意

災害援護資金を借入される皆様へ

最近、災害援護資金の借りに際し、「代理人」や「代行業者」と名乗る者に申請を依頼し、その後高額な手数料を要求されたとの情報が複数寄せられております。

また、「代理人」や「代行業者」は「貸付金であるがいずれ返さなくてもよい」と虚偽の説明をしているとの情報も寄せられております。しかし、災害援護資金は生活再建のために必要な資金を貸付する制度で、将来的には返済していただくもので、返済免除されることはありませんので、十分ご注意ください。

なお、災害援護資金の借りについてご不明な点につきましては、下記までご相談下さい。

担当：石巻市被災市民生活支援課
電話：0225-95-1111 内線 3954

(参考)

消費生活センターホームページ

<http://www.pref.miyagi.jp/syoubun/syohi-sc/chuui/120608saigaikasituke.htm>